

「カーボンニュートラル」と地方自治体の対応

2016年の「パリ協定」発効にもとづき、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)とすべく、国を挙げた取り組みが展開されている。その背景には、何よりも異常気象や自然災害等の被害甚大化や地球温暖化への警鐘の高まりがある。気候変動による影響の現実が世界的ネットワークでの対策を「待ったなし」の状態にさせた。協定の大目標は、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことで、それにもとづき各国は5年ごとに二酸化炭素(温室効果ガス)の削減目標を提出し、その数値を見直して削減を加速することが義務づけられている。いわば二酸化炭素削減プロセスをPDCAで実現することが義務付けられているのである。この二酸化炭素削減、脱炭素社会化進展による地球温暖化対策の実現にむけて、政府は2021年(令和3年)10月の閣議決定にもとづき、2030年までに二酸化炭素排出量を2013年比46%削減、2050年には実質ゼロにする政策目標を掲げた。そのため、各省庁は脱炭素化予算を充実させ多くの分野にまたがる施策を展開している。2022年の政府予算及び補正予算では各省が予算付けし対策を提示した。また2023年の予算案を見ても二酸化炭素削減、温暖化対策関係予算が大きくもられ、政策総動員の状況である。

この政府レベルの動きを受けて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」(以下「実質ゼロ表明」)を出した都道府県は2023年2月28日時点で45都道府県、自治体内総人口約1億1千万人以上に及び市区町村でもその数は820自治体を超えている。自治体数と居住人口数を考えれば二酸化炭素排出量削減、地球温暖化防止の大きなうねりが起こっているといえる。ただ、この自治体数や住民数の大きさに比して、事態は楽観視できる状況にない。市町村、特に町村では、「実質ゼロ表明」をしたのは、510市、252町、43村に過ぎない。全国の市町村数1741に比すれば、半分に満たない。また「実質ゼロ表明」も、定例記者会見やイベント、議会、自治体ホームページ等で首長が宣言すれば足り、具体的取組

の提示ないし実施が遅れてもすむ。もちろん「実質ゼロ表明」市町村(特に町村)は具体的施策を立案、実施していると信じたいが、人手不足と業務の煩雑化・複雑化により施策立案や実施がなかなか難しかったり、また「何をどうしたらいいのか」という「脱炭素化」への具体的内容やプロセスが分らなかったりで、結局はコンサルに任せてしまう事例も聞こえてくる。コンサルを利用することが全く悪いわけではないが「丸投げ」では困る。

しかしカーボンニュートラル、脱炭素化に向けた大きなうねりは市町村の再生にも有効ではなかろうか。特に過疎町村では、この社会的動向を移住・定住促進、関係・交流人口増大や高齢化対策等人口の社会減改善、地域維持や産業振興策等に結びつけられる。地球温暖化対策を地域の成長戦略の一環に位置づけ、地域と地域経済全体の底上げ、強化を図ることこそが目的達成のカギであると言っても良い。その際の視点、キーワードは豊富な自然であり、森林資源であり、農業資源であろう。自然の再生・維持、農林業振興等小さな自治体だからこそこの流れを活用できる領域が豊富である。またそれは地域と住民を良く知る市町村ならではの強みでもあろう。それらの地域資源を活用した教育も現在は人気があるし、生き方・暮らし方も注目を集めている。企業のCSR活動と連携し交流を通じた地域活性化やカーボントレードの可能性もある。最近、私に関心を持つのは、遊休・耕作放棄地等のバイオマス利用である。エネルギー作物等のバイオマスはペレット燃料利用等が試験的に行われているが、エタノール原料としても利用できる。さらにそこからより高度な香料や化成品、繊維等の生成も模索されている。事業化できれば働く場所を提供できるし人口対策にもつながる。技術の確立と事業化、社会実装には課題もあるが、脱炭素化事業への利用が可能な地方財政措置も充実してきた。脱炭素の流れを地域の成長戦略に結び付けられるか否かが自治体に問われている。自治体トップの力量もまた問われていよう。

(東京農業大学 名誉教授 立岩寿一・たていわ としかず)